

燕市制度融資の利率を改定

－利率を0.3%～0.4%引き上げます－

燕市では、市内中小企業の円滑な資金調達を図るため、6つの金融機関、新潟県信用保証協会と相互に協力し、各種の制度融資を用意しています。令和6年3月の日銀政策決定会合においてマイナス金利政策が解除されて以降、政策金利の引き上げが続き、市場金利も上昇が続いていることから、令和7年4月1日以降の融資実行分より融資利率を0.3～0.4%引き上げます。

今後とも、金利動向を注視しつつ、市内中小企業の皆様が利用しやすい制度構築のため、柔軟に対応してまいります。

【燕市制度融資改定内容】

1. 燕市制度融資利率改定表

資金名	利率（改定前→改定後）
(1) 中小企業振興資金	1.5%→1.9%
(2) 小規模企業振興資金	
(3) 工場等移転資金	1.5%→1.8%
(4) 小売商業近代化資金	

※各制度の詳しい内容は市HPをご確認ください。

※ご利用にあたっては、市内金融機関にご相談ください。

2. 改定日：令和7年4月1日

3. 取扱金融機関（申込み先）：

第四北越銀行、三条信用金庫、新潟県信用組合、大光銀行、協栄信用組合、
新潟大栄信用組合 ※燕市内の本店・支店に限る



本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 商工振興課：小林・藤崎
電話：0256-77-8231（直通）